

石川県後期高齢者医療広域連合広域計画

1. 広域計画の趣旨

石川県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、後期高齢者医療に関する事務を総合的かつ計画的に行うため、石川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と石川県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体（以下「関係市町」という。）がそれぞれ処理する事務を明確にするために策定するものである。

2. 広域計画の基本方針

広域連合は、後期高齢者医療制度の運営に関し、保険料決定、賦課決定、医療の給付等の事務を行うにあたり、関係市町の基本構想との調和を保ちつつ、住民の意見を十分反映しながら、関係法令の趣旨を遵守し、後期高齢者の医療を適正に確保することを基本方針とする。

3. 広域連合と関係市町の基本的役割

- (1) 広域連合は、後期高齢者医療に関し、関係市町と相互に協力しながら、効率的かつ的確に業務を行う。また、保険料の徴収や窓口事務を担当する関係市町と綿密に連携しながら、住民サービスの向上に努める。
- (2) 広域連合は、住民が利用し易く信頼される運営を行うために、研究・調査を行い、関係市町に対し、必要な助言を行う。
- (3) 広域連合は、後期高齢者医療に関する個人情報、関係市町と共有し相互に連絡調整をしながら、事務の効率化を図る。
- (4) 広域連合は、関係市町から提供された後期高齢者医療の業務に関し必要な個人情報について、適切な保護管理を行う。
- (5) 後期高齢者医療に関する窓口業務は、関係市町が事務を行い、住民の福祉と利便向上に努める。
- (6) 関係市町は、広域連合と相互に連絡調整をしながら、広域連合が、住民に利用し易く信頼される運営を行うための協力を行う。
- (7) 関係市町は、後期高齢者医療の業務に関し必要な個人情報を広域連合に対し提供する。

4. 広域計画の項目

広域計画は、石川県後期高齢者医療広域連合規約第5条（広域連合が作成する広域計画の項目）に基づき、次の項目について記載する。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

5. 広域連合及び関係市町が行う事務

(平成18年度、平成19年度)

- (1) 広域連合及び関係市町は、平成20年4月からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて、必要な準備作業を行う。

(平成20年度以降)

(1) 広域連合が行う事務

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。

- ①被保険者の資格に関する事務
- ②医療給付に関する事務
- ③保険料の賦課に関する事務
- ④保健事業に関する事務
- ⑤その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(2) 関係市町が行う事務

- ①保険料徴収に関する事務
- ②被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- ③被保険者証及び資格証明書の引渡し
- ④被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- ⑤医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- ⑥保険料に関する申請の受付
- ⑦上記事務に付随する事務

6. 広域計画の期間及び改定に関すること。

この広域計画の期間は、原則として、平成18年度から平成22年度までの5年とし、その後、5年を単位として見直しを行うものとする。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとする。